

[施策名 ⑱消防基準、建築基準等]

官庁営繕部建築課

計画通知（確認申請）手続きの迅速化

○施策の概要、進捗状況、継続性

[施策の概要]

建築確認関係事務の民間活用を含め、計画通知（確認申請）手続きの迅速化を図る。

[進捗状況]

平成11年5月に施行された。

[継続性]

施行後、将来にわたり効果が継続する。


○施策の効果（施策によるコスト縮減額）

建築確認の実施や検査等の充実にあたり、業務量の増加に対応できる十分な執行体制が必ずしも確保できていない行政機関の実情を踏まえ、建築主事に加えて、必要な審査能力を有する公正中立な民間機関も確認、検査業務を行えることとし、効率的な執行体制を確保することとした。計画通知については、これまでどおり建築主事が行うものの、民間事業に伴う確認申請を民間機関も行えることにより、計画通知手続きの迅速化が期待される。

これにより、プロジェクト全体に要する期間が短縮され、行政コストの縮減が図られる。

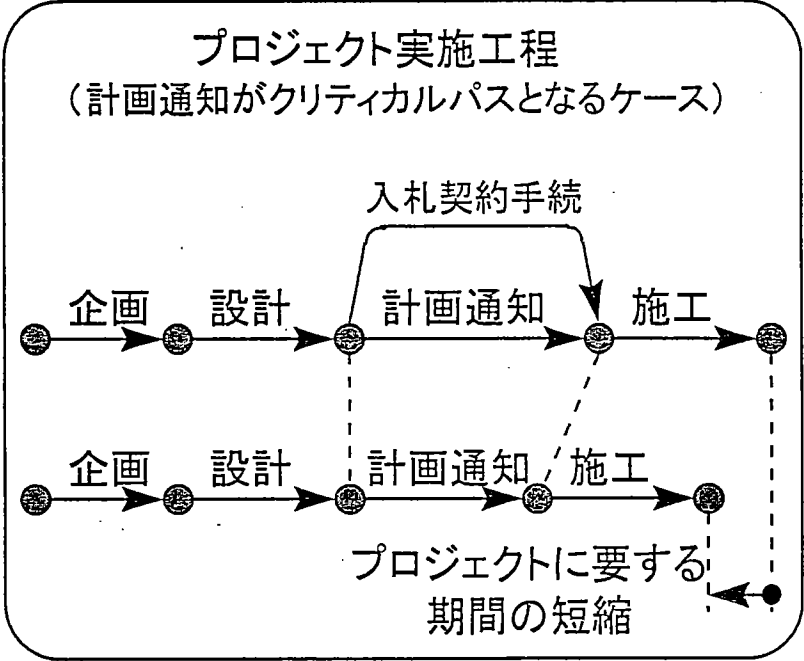
建築基準法における計画通知(確認申請)手続きの迅速化

現状
全て建築主事が行う

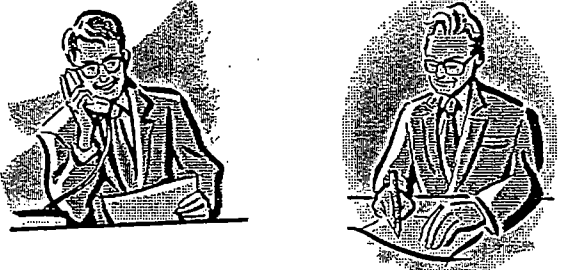


計画通知
(公共事業)

確認申請
(民間事業)



確認申請については
民間機関でも行えることとする



(公正中立で、必要な審査能力を有する)

行政コストの削減

プロジェクト全体に
要する期間の短縮

建築主事の所掌事務
の民間機関へのシフト